

登録事業所一覧

事業者名	所在地	電話番号
特定非営利活動法人 ライフサポートすみれ	熊本市中央区渡鹿	096-363-2617
熊本県高齢者障害者 福祉生活協同組合	熊本市東区長嶺西	096-274-3000
NPO法人 糸	熊本市東区長嶺東	096-297-8718
特定非営利活動法人 自立応援団	熊本市北区貢町	096-288-5355
NPO法人 みらいけあ	熊本市東区花立	096-273-8689
特定非営利活動法人 ばんぶきん	熊本市北区山室	096-201-3101
NPO法人 NEXTEP	合志市幾久富	096-227-9001
NPO法人 SKウェルネス	御船町滝尾	080-5215-3578
社会福祉法人 美里町社会福祉 協議会	美里町永富	0964-47-0065

協議会構成自治体 相談窓口一覧

市町村名	課名	電話番号
熊本市	健康福祉政策課	096-328-2340
宇土市	福祉課	0964-27-3318
宇城市	社会福祉課	0964-32-1387
合志市	福祉課	096-248-1144
美里町	福祉課	0964-47-1116
玉東町	福祉課	0968-85-3136
大津町	福祉課	096-293-3510
菊陽町	福祉課	096-232-4913
西原村	住民福祉課	096-279-3113
御船町	福祉課	096-282-1342
嘉島町	福祉課	096-237-2576
益城町	福祉課	096-234-6113
甲佐町	福祉課	096-234-1114
菊池市	福祉課	0968-25-7213
山鹿市	福祉課	0968-43-1167

熊本連携中枢 都市圏 福祉有償運送



利用ガイドブック

令和6年5月

熊本連携中枢都市圏
福祉有償運送運営協議会

福祉有償運送とは

単独でバス・タクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がいのある方を対象に、NPO法人などが自家用自動車を使用して行う有料の輸送サービスのことです。

通院だけでなく、買い物やレジャーなどにもご利用いただけます。

熊本連携中枢都市圏福祉有償運営協議会

福祉有償運送を実施するには、市町村が設置する運営協議会の協議を得るなどの一定の条件と手続を経て、国土交通省への登録が必要となります。

現在、熊本連携中枢都市圏の15の市町村で設置する「熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会」では、福祉有償運送の適正かつ安全な運営のために必要な事項を協議し、登録者の皆さんが安心して利用できる環境づくりを行っています。

どんな人が利用できるの？

利用できる方の具体的な要件は、以下の通りです。

	要件
1	介護保険法に基づく要介護認定を受けている方のうち、 ① 要介護3～5の認定を受けている方 ② ①に該当しない方で、居住する市町村から単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方
2	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、 ① 18歳以上で第1種身体障がい者の方 ② 18歳未満の方（ただし、18歳以上の方で高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する方を含む。） ③ ①及び②に該当しない方で、居住する市町村から単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方
3	知的障害者福祉法に基づき療育手帳の交付を受けている方のうち、 ① 18歳以上で障がいの程度がA1又はA2の方 ② 18歳未満の方（ただし、18歳以上の方で高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する方を含む。） ③ ①及び②に該当しない方で、居住する市町村から単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方
4	次のいずれかに該当する方のうち、居住する市町村から単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方 ①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者の方 ②介護保険法に規定する要支援認定を受けている方 ③介護保険法施行規則に基づく基本チェックリストに該当する方
5	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害により、単独での移動が困難な方で、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨の認定を受けた方

どうやって利用するの？

- 登録事業所に連絡・相談のうえ、会員登録の手続をしてください。
※登録事業所一覧は裏面
- 利用の際は、登録事業所への予約が必要です。
- 運送の対価等は、登録事業所によって異なります。

詳しくは各事業所にお尋ねください。

